

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…（福祉局子供・子育て支援部企画課）…一
- 栄養士法施行細則の一部を改正する規則…（保健医療局保健政策部健康推進課）…七
- 調理師法施行細則の一部を改正する規則…（保健医療局健康安全全部健康安全課）…七
- 製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則…（同）…七
- 東京都会計事務規則の一部を改正する規則…（会計管理局管理部会計企画課）…八
- 特別区の消防団員服制規則の一部を改正する規則…（東京消防庁企画調整部企画課）…八
- 特別区の消防団員の被服の給与及び貸与に関する規則の一部を改正する規則…（同）…四
- 告示
 - 指定納付受託者の指定内容の変更…（デジタルサービス局デジタル基盤部デジタル基盤企画課）…四
- 公告
 - 土地収用法による収用の裁決手続開始（二件）…（東京都収用委員会）…五

規則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四百七十七号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十一年東京都規則第百六十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「養育里親及び」の下に「養子縁組里親、登録一時保護委託者並びに」を加える。

第一条第一項第六号中「法第三十三条第十九項」を「同条第十九項」に改め、「保護延長者」の下に「（以下「保護延長者」という。）」を加え、「適当な者」を「同条第二項に規定する登録一時保護委託者等（次号において「登録一時保護委託者等」という。）」に改め、同項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 法第三十三条第二十二項の規定により、登録一時保護委託者等以外の適当な者に、（児童又は保護延長者の一時保護を行うことを委託すること（知事が別に定める場合を除く。））。

第十七条の四第二項中「保護者」の下に「若しくは保護延長者の監護者」を加える。

第十七条の四の二の次に次の一条を加える。

（緊急一時保護委託の通知）

第十七条の四の三 児童相談所長は、法第三十三条第二十一項又は第二十二項の規定による児童又は保護延長者の一時保護の委託（次項において「緊急一時保護委託」という。）を行ったときは、一時保護決定通知書（緊急一時保護委託用）（別記第二十九号の六の三様式）により本人又はその保護者若しくは保護延長者の監護者に通知しなければならない。

2 児童相談所長は、緊急一時保護委託を解除したときは、一時保護解除決定通知書（緊急一時保護委託用）（別記第二十九号の六の四様式）により、本人又はその保護者若しくは保護延長者の監護者に通知しなければならない。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 事業、養育里親及び養子縁組里親、登録一時保護委託者並びに施設
第十七条の十一の次に次の四条を加える。

第29号の6の3様式(第17条の4の3関係)

一時保護決定通知書（緊急一時保護委託用）

第 年 月 日

様

(通知者)

「あなたが保護者等となっている次の児童等」について、児童福祉法第33条第21項又は第22項の

あなた

規定により緊急一時保護委託を行ったので通知します。

一時保護の理由	氏名	生年月日	概要
	保護児童等		
緊急一時保護委託先の所在地	保護児童等		
	保護児童等		
	保護児童等		
	保護児童等		
緊急一時保護委託開始の時期	保護者等居住地		
	緊急一時保護委託先名称		
	緊急一時保護委託先の所在地		
	緊急一時保護委託開始の時期	年 月 日	

- この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができ、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内でも、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができ、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができ、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、児童相談所長は、一時保護を行つた児童で親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、児童及び教育に関し、その児童の福祉のために必要な措置をとることができ、親権者等は、この措置を不当に妨げたりしません。また、この措置は、児童の生命又は身体 の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています（児童福祉法第33条の2）。

(日本産業規格JIS4番)

（登録一時保護委託者の登録申請）

第十七条の十二 法第三十四条の二十二第一項及び規則第三十六条の四十八第一項の規定による申請は、登録一時保護委託者登録申請書（別記第二十九号の二十二様式）によるものとする。

（登録一時保護委託者の登録等）

第十七条の十三 法第三十四条の二十二第二項の登録は、登録一時保護委託者登録簿（別記第二十九号の二十三様式）により行うものとする。

2 知事は、登録一時保護委託者として登録したときは登録一時保護委託者決定通知書（別記第二十九号の二十四様式）により、登録しないときは登録一時保護委託者否決通知書（別記第二十九号の二十五様式）により、申請者に通知するものとする。

（登録一時保護委託者に関する変更の届出等）

第十七条の十四 法第三十四条の二十三及び規則第三十六条の五十の規定による届出は、登録一時保護委託者登録事項変更届（別記第二十九号の二十六様式）によるものとする。

2 規則第三十六条の五十一の規定による届出は、登録一時保護委託者登録消除届（別記第二十九号の二十七様式）によるものとする。

（登録一時保護委託者の登録取消通知書）

第十七条の十五 知事は、法第三十四条の二十五第四項及び第五項の規定により登録一時保護委託者の登録を取り消したときは、登録一時保護委託者登録取消通知書（別記第二十九号の二十八様式）により通知するものとする。

別記第二十九号の六の二様式の次に次の二様式を加える。

第29号の6の4様式(第17条の4の3関係)

一時保護解除決定通知書（緊急一時保護委託用）

第 年 月 日

様

（通知者）

「あなたが保護者等となっている次の児童等」について、児童福祉法第33条第21項又は第22項の規定による緊急一時保護委託を解除したので通知します。

一時保護児童等	氏名	生年月日	摘要
保護者等居住地			
緊急一時保護委託先名称			
緊急一時保護委託先の所在地			
緊急一時保護委託解除の時期	年 月 日		

解除の理由

- この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができ、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分取消しの訴えを提起することができ、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記10の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分取消しの訴えを提起して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 児童相談所長は、一時保護を行つた児童等で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、児童相談所長は、一時保護を行つた児童等で親権者等のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができ、親権者等は、この措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童等の生命又は身体を安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができるとされています（児童福祉法第33条の2）。

別記第二十九号の二十一様式の次に次の七様式を加える。

第29号の22様式(第17条の12関係)

登録一時保護委託者登録申請書

年 月 日

東京都知事 殿

設置者

住所（法人又は団体にあつては所在地）

氏名（法人名又は団体名及び代表者氏名）

児童福祉法第34条の22第1項の規定により申請します。

1 申請者に関する事項

所在地
名称
法人番号（法人の場合）
代表者の職・氏名
電話番号
電子メールアドレス

2 一時保護を行う施設に関する事項

施設の名称
施設の所在地
施設の定員
施設責任者の職・氏名
電話番号
電子メールアドレス

3 添付書類

- 定款その他の基本約款（申請者が個人である場合を除く。）
- 一時保護委託者の登録等に関する基準への適合を証する書類

4 連絡先

担当者の所属・氏名
電話番号
電子メールアドレス

第29号の23様式（第17条の13関係）

登録一時保護委託者登録簿									
登録番号	登録年月日	申請者 種別	ふりがな 氏名又は法人の 名称	法人代表者 職・氏名	個人の住所又は 主たる事務所の 所在地	施設の名称	施設の所在地	変更・消除等 年月日／事由	備考

（日本産業規格A列4番）

第29号の24様式（第17条の13関係）

登録一時保護委託者決定通知書	
様	第 年 月 日 号
東京都知事	
年 月 日付けで申請のあった登録一時保護委託者の登録について、児童福祉法第34条の22の規定により、次のとおり登録したので通知します。	
登録番号	
登録年月日	
登録一時保護委託者の名称	
代表者の職・氏名	
施設の名称	
施設の所在地	

（日本産業規格A列4番）

第29号の25様式(第17条の13関係)

登録一時保護委託者否決通知書		第 年 月 日
様		東京都知事
年 月 日付けで申請のあった登録一時保護委託者の登録について、審査の結果、次の理由により登録できませんので、通知します。		
1 申請者名		
2 否決理由		
1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。		
2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができま		
す（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができ		
なくなります。）。		

（日本産業規格A列4番）

第29号の26様式(第17条の14関係)

登録一時保護委託者登録事項変更届		年 月 日
東京都知事 殿		設置者
		住所（法人又は団体にあつては所在地）
		氏名（法人名又は団体名及び代表者氏名）
児童福祉法第34条の23の規定により、登録事項を変更するので届け出ます。		
1 登録番号及び施設の名称		
2 変更する事項		
変更前		
変更後		
3 変更の理由		
4 変更年月日		
年 月 日		
5 連絡先		
担当者の所属・氏名		
電話番号		
電子メールアドレス		

（日本産業規格A列4番）

第29号の27様式（第17条の14関係）

登録一時保護委託者登録消除局		年 月 日
東京都知事 殿	設置者 住所（法人又は団体にあつては所在地） 氏名（法人名又は団体名及び代表者氏名）	
児童福祉法施行規則第36条の51の規定により、登録一時保護委託者としての登録を消除したいので申し出ます。		
1 登録番号並びに施設の名称及び所在地		
2 消除の理由		
3 消除年月日 年 月 日		
4 消除に伴う対応 （1）一時保護中の児童の有無及び対応 （2）児童に関する記録の保管・引継ぎ （3）個人情報・秘密保持に関する対応		
5 連絡先 担当者の所属・氏名 電話番号 電子メールアドレス		

（日本産業規格A列4番）

第29号の28様式（第17条の15関係）

登録一時保護委託者登録取消通知書		第 号 年 月 日
様	東京都知事	
児童福祉法第34条の25の規定により、次のとおり登録一時保護委託者としての登録を取り消します。		
1 登録番号並びに施設の名称及び所在地		
2 取消しの理由		
3 取消年月日 年 月 日		
1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。		
2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟においては東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。		

（日本産業規格A列4番）

附 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。

栄養士法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四百十八号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則（昭和二十六年東京都規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「本籍地都道府県名（国籍）」を

「本籍地都道府県（国籍等）」に、「又は国籍」を「又は国籍等」に改める。

別記第二号様式中

「本籍地都道府県名（国籍）」を「本籍地都道府県（国籍等）」に改める。

別記第三号様式中「本籍地都道府県名（国籍）」を

「本籍地都道府県（国籍等）」に改める。

別記第四号様式及び別記第五号様式中「本籍地都道府県名（国籍）」を「本籍地都道府県（国籍等）」に改める。

附 則

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の栄養士法施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

調理師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四百十九号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和三十四年東京都規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「本籍地都道府県名（国籍）」を「本籍地都道府県（国籍等）」に改める。

別記第二号様式中「本籍地 都道府県名（国籍）」を「本籍地 都道府県（国籍等）」に、

「本籍地都道府県名等」を「本籍地都道府県等」に改める。

別記第三号様式中「国籍」を「国籍等」に改める。

別記第四号様式中「本籍地（国籍）」を「本籍地（国籍等）」に改める。

附 則

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の調理師法施行細則による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五百十号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年東京都規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「国籍」を「国籍等」に改める。

別記第二号様式中

「本籍地都道府県名」を「本籍地都道府県名（国籍）」に改める。

別記第三号様式中

「本籍地都道府県名（国籍）」を「本籍地都道府県名（国籍等）」に改める。

「本籍地都道府県名等」を「本籍地都道府県等」に改める。

別記第四号様式中「国籍」を「国籍等」に改める。

別記第五号様式中「本籍地（国籍）」を「本籍地（国籍等）」に改める。

「本籍地（国籍等）」に改める。

附 則

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の製菓衛生師法施行細則別記第一号様式から第五号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百五十一号

東京都会計事務規則の一部を改正する規則

東京都会計事務規則（昭和三十九年東京都規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

第八十三条第一項第五号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。

特別区の消防団員服制規則の一部を改正する規則を公布する。
令和八年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百五十二号

特別区の消防団員服制規則の一部を改正する規則

特別区の消防団員服制規則（昭和二十五年東京都規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

前 面	そ で
長そで及び半そでとし、ともにヨーク及び前立て付きとする。地質に類似色のボタン六個を一列に付ける。胸部左右に外ひだふた付きのポケット各一個を付け、ふたは地質に類似色のボタン各一個で留める。	長そでにあつてはカフス付きとし、地質に類似色のボタンを付ける。

を

前 面	袖
ヨーク及び前立て付きとする。地質に類似色のボタン六個を一列に付ける。胸部左右に外ひだ蓋付きのポケット各一個を付け、蓋は地質に類似色のボタン各一個で留める。	長袖カフス付きとし、地質に類似色のボタンを付ける。

に、

前 面	そ で
ヨーク及び前立て付きとし、前中心は、台襟に地質に類似色のボタン一個を付け、ファスナで留める。胸部左右に外ひだふた付きのポケット各一個を付け、ふたは地質に類似色の面ファスナで留める。左そでにペンポケットを付ける。	長そでカフス付きとし、地質に類似色のファスナを付ける。
後ヨーク付きとし、後ヨークの地質はオレンジ色とする。特別区の消防団を表す表記を上	

を

ポロシャツ	
製 式	地 質
半袖とし、前立てに白色のボタンを三個付ける。	濃紺色の合成繊維の編物とし、一部に白色及びオレンジ色を配色する。

アポロキャップ	
製 式	地 質
前ひさしは飾りひさしとする。前立てに飾りを金色で、消防団シンボルマークを金色及び銀色で刺しゅうする。後部に締め付けを付ける。	濃紺色の合成織物とする。

標 識	後 面	袖	前 面
左胸ポケットの上部に所属消防団名を黄色で表示する。	後ヨーク付きとし、後ヨークの地質はオレンジ色とする。特別区の消防団を表す表記を上段に「METROPOLITAN」、中段に「消防団」、下段に「TOKYO」を黄色で併記する。	長袖カフス付きとし、地質に類似色のファスナを付ける。	ヨーク及び前立て付きとし、前中心は、台襟に地質に類似色のボタン一個を付け、ファスナで留める。胸部左右に外ひだ蓋付きのポケット各一個を付け、蓋は地質に類似色の面ファスナで留める。左袖にベンポケットを付ける。

標 識	襟 章	後 面
左胸ポケットの上部に所属消防団名を黄色で表示する。	冬服上衣と同様とする。	段に「METROPOLITAN」、中段に「消防団」、下段に「TOKYO」を黄色で併記する。

に、

を

兼用外とう		活 動 服						
製 式	地 質	製 式						地 質
		ズボン	上 衣					
			標 識	襟 章	後 面	そ で	前 面	
男性消防団員兼用外とうと同様とする。	男性消防団員兼用外とうと同様とする。	男性消防団員活動服と同様とする。						

長袖とし、ヨーク及び前立て付きとする。紺色のボタンを一行に付ける。胸部左右に外ひだ蓋付きのポケット各一個を付け、蓋は紺色のボタン各一個で留める。

長袖及び半袖とし、ともにヨーク及び前立て付きとする。紺色のボタンを一行に付ける。胸部左右に外ひだ蓋付きのポケット各一個を付け、蓋は紺色のボタン各一個で留める。

アポロキャップ	
製 式	地 質
前ひさしは飾りひさしとする。前立てに飾りを金色で、消防団シンボルマークを金色及び銀色で刺しゅうする。後部に締め付けを付ける。	濃紺色の合成織物とする。

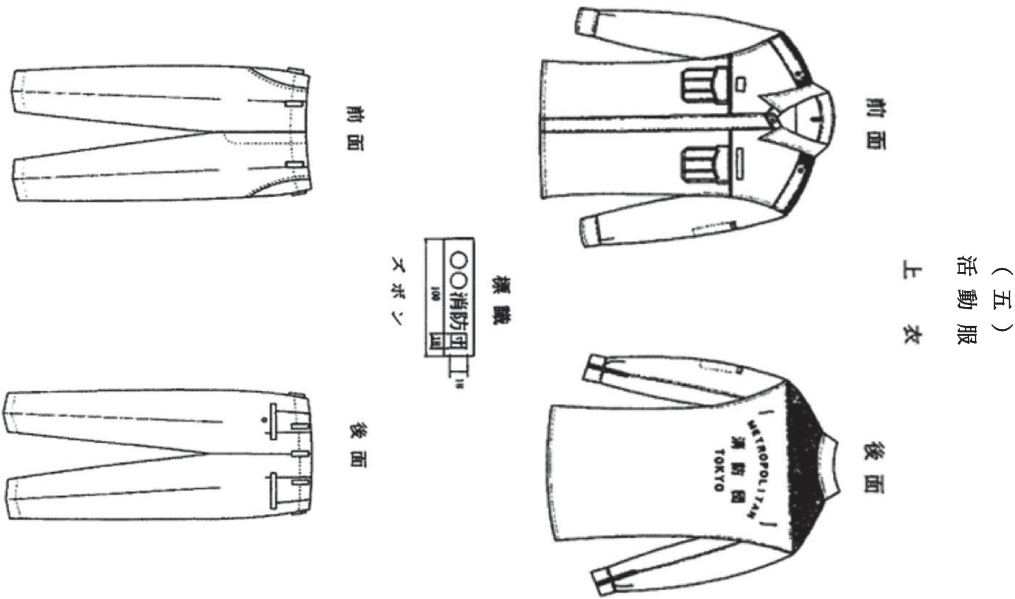
を

兼用外とう		ポロシャツ		活 動 服						
製 式	地 質	製 式	地 質	製 式						地 質
				ズ ボ ン	上 衣					
					標 識	後 面	袖	前 面	肩 章	
男性消防団員兼用外とうと同様とする。		男性消防団員ポロシャツと同様とする。		男性消防団員活動服と同様とする。						

に改める。

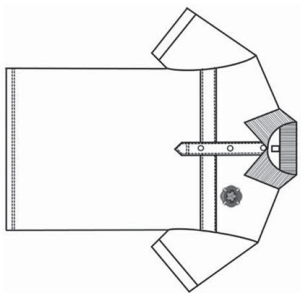
別表第二しころの部地質の項中「緑色」を「濃紺色」に改め、同部製式の項中「黒色線」を「金色線」に改める。

別図中(五)から(七)を次のように改める。

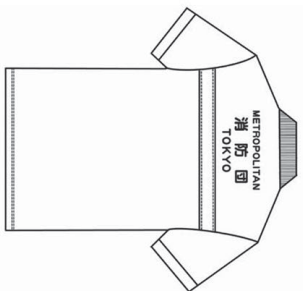


(六)
ボロシヤツ

前面

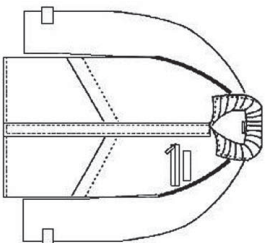


後面

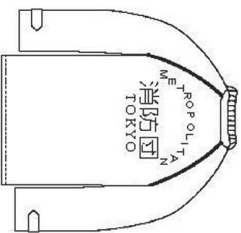


(七)
兼用外とう

前面



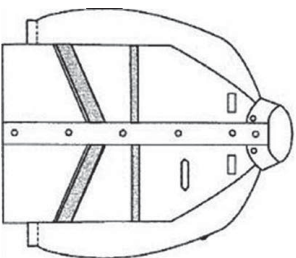
後面



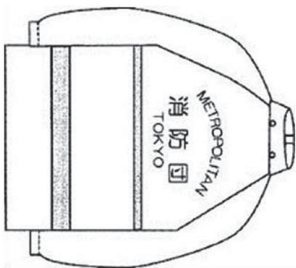
(八)

活動用雨外とう

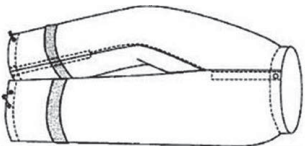
上衣前面



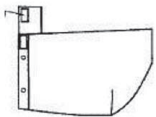
上衣後面



ズボン

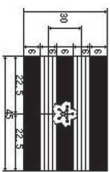


頭巾

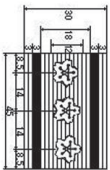


(九)
階級章

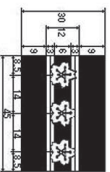
部長



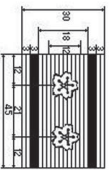
団長



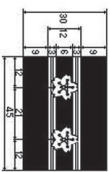
班長



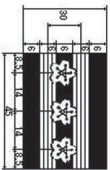
副団長



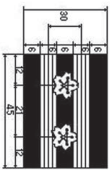
団員



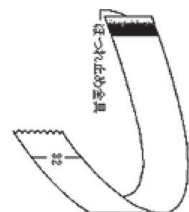
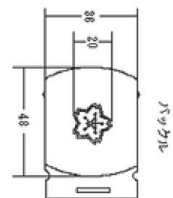
分団長



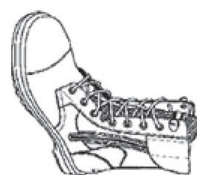
副分団長



(十)
ベルト

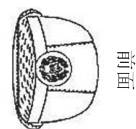
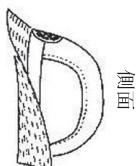


(十)
編上げ活動靴



(十二)

冬帽



前面

側面

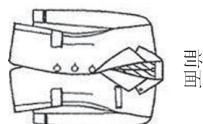
き章



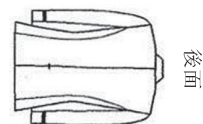
(十三)

冬服

上衣



前面



後面



ボタン



襟章



襟章の位置



ネクタイ

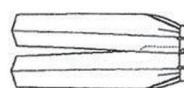
袖章

部長 班長 団員 分団長 副分団長

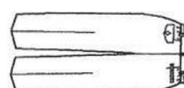


ズボン

前面

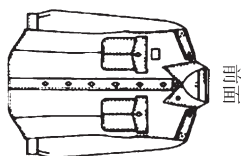


後面

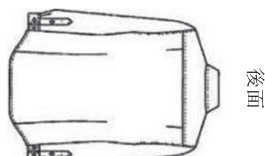


(十四)

夏服



前面



後面

襟章



襟章の位置



ネクタイ

